

復興整備計画
(第16回変更)

宮古市・岩手県

平成27年7月31日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

宮古市の一
部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ①「宮古市東日本大震災復興計画」に定める復興対策を迅速かつ着実に実施することにより被災地の復興を推進し、「宮古市総合計画(平成23年3月策定)」に掲げる都市の将来像「『森・川・海』とひとが共生する安らぎのまち」の実現を図る。
- ②数十年から百数十年に一度程度の発生頻度の高い津波に対しては、防潮堤等の海岸保全施設により市街地等への津波の浸水を防ぐ。
- ③千年に一度程度の発生頻度の低い最大クラスの津波に対しては、安全な場所への移転や地盤の面的嵩上げ、避難道路の整備等を行う「ハードによる防災対策」と円滑な避難方法、用途規制、防災教育等の「ソフトによる防災対策」を組み合わせた多重防災型まちづくりにより津波による被害を最小化する。
- ④安心して暮らすことのできる住環境の確保と経済に活力を生み出すための産業基盤の集積を図る土地利用を目指す。
- ⑤被災した農地や農業用施設等の早期復旧により、農業の復興・再生を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①最大クラスの津波のときに想定される浸水深に応じて災害危険区域を設定し、このうち、海岸保全施設等の整備後も一定以上の浸水深が想定される区域内については、住宅の建築の禁止（高台等への移転）あるいは浸水深に応じた地盤の嵩上げや建物の建築構造規制により安全性を高める。なお、海岸保全施設等の整備により浸水深を一定の範囲内に抑制できると想定される区域内については、住居の現地再建を図る。また、津波のため道路が冠水し、孤立した半島部等の区域については、津波災害等に対応できる代替性の高い道路の整備を進める。
- ②海岸保全施設を整備しても津波による浸水の危険性が高い区域や海岸保全施設の外側の区域については、産業復興エリア、公園エリア、農業エリアとして土地利用の再編を図る。この場合においても、避難施設や避難路などの整備により安全性を確保する。
- ③浸水が想定される区域周辺の高台等において、移転先となる住宅復興エリア、漁業集落復興エリアを配置するとともに、必要に応じて災害公営住宅を整備する。防潮堤の整備や地盤の嵩上げ等により浸水の恐れがない区域においては、住宅復興エリアを配置し、必要に応じて災害公営住宅を整備する。
- ④移転跡地については、防災林、公園、漁業関連用地、農業用施設用地等としての活用や、産業復興エリアとして産業の再生を図る。
- ⑤津波による浸水被害を受けた農地については、農地として復旧することを基本とする。
- ⑥地震による地盤沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用状況が大きく変化したこと等に伴い利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。
- ⑦宮古市と近隣市町村を広域的に結び、災害時の救急活動や輸送、都市間交流の促進、産業振興に寄与する道路交通網の形成を図る。

(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ①津波による浸水被害が想定される集落（中ノ浜、宿、日出島地区、田老地区、高浜・金浜地区）については、集団移転促進事業 ((4)-A, B, C) により高台の住宅団地（崎山地区、田老地区、高浜・金浜地区）を整備し、被災した住居の集団的移転を図る。また、その整備した団地内においては、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備する。なお、宿地区、金浜地区、高浜地区については、海岸保全施設 ((13)-E, G, K) を整備することにより津波被害の軽減を図り、被災した住居の現地再建等を図る。また、田老地区については、集団移転促進事業 ((4)-B) の実施とともに、簡易水道 ((6)-C) を整備し、新たな市街地の形成を図る。
- ②津波による浸水被害が想定される漁業集落（追切、浦の沢地区、摂待地区、重茂里地区、石浜地区）については、漁業集落防災機能強化事業 ((13)-

- A, B, C, D)により高台の住宅地を整備し、被災した住居の移転を図るとともに、野原地区については、漁業集落防災機能強化事業 ((13)-I)により漁業活動のための用地や道路を整備し、産業の再生を図る。なお、摺待地区については、海岸保全施設 ((13)-H)を整備することにより津波被害の軽減を図り、海岸保全施設 ((13)-H)の整備にあわせて隣接する市道の災害復旧事業 ((6)-E)を実施する。重茂地区については、津波等の災害時において安全に宮古地域に移動することができる代替性の高い幹線道路((6)-G)の整備を図る。
- ③津波による浸水被害が想定される市街地（田老地区の防潮堤（二線堤）より西側）においては、海岸保全施設の整備にあわせて土地区画整理事業 ((1)-A)の実施とともに、公共下水道 ((6)-A)、簡易水道 ((6)-C)を整備することにより、市街地の再生・復興を図る。また、海岸保全施設の整備後も一定以上の浸水が想定される区域においては、集団移転促進事業により買い取った土地の集約化を図り、産業系用地や公園を配置するとともに、地盤の嵩上げ等により浸水の恐れがない区域（国道45号線より西側）において住宅地を整備し、被災した住居の再建を図る。
- ④防潮堤の整備等により浸水の恐れがない市街地（鍬ヶ崎・光岸地地区）においては、防潮堤の整備にあわせて土地区画整理事業 ((1)-B)の実施とともに、公共下水道 ((6)-B)、上水道 ((6)-D)を整備することにより、市街地の再生・復興を図る。また、事業効果を適切に発現させるため、土地区画整理事業 ((1)-B)の事業区域隣接地において、必要となる附帯事業((13)-F)を実施する。
- ⑤津波による浸水被害を受けた農地（津軽石・赤前地区）については、海岸保全施設等 ((13)-G、(13)-J)の整備にあわせて農用地災害復旧関連区画整理事業 ((2)-A)によりほ場を整備し、農家の経営再開を図る。
- ⑥地域の復興を支える災害に強い交通網の形成を図り、三陸沿岸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等 ((6)-F)の整備を促進する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事 業 区 分	図面記号	事 業 に 係 る 事 項
(1)市街地開発事業	(1)-A 地区	事業名称：土地区画整理事業（田老地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-B 地区	事業名称：土地区画整理事業（鍬ヶ崎・光岸地地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業	(2)-A 地区	事業名称：農用地災害復旧関連区画整理事業 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度 種類：区画整理
(3)復興一体事業		

(4)集団移転促進事業	(4)-A 地区	事業名称：集団移転促進事業（崎山地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)-B 地区	事業名称：集団移転促進事業（田老地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)-C 地区	事業名称：集団移転促進事業（高浜・金浜地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	(6)-A 地区	事業名称：宮古市公共下水道事業（田老処理区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度 種類：下水道事業
	(6)-B 地区	事業名称：宮古市公共下水道事業（宮古処理区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度 種類：下水道事業
	(6)-C 地区	事業名称：水道施設（簡易水道）整備事業（田老地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：水道事業
	(6)-D 地区	事業名称：水道施設整備事業（宮古地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：水道事業

(6)-E 地区	事業名称：一般市道上摺待下摺待線道路災害復旧事業 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度 種類：道路事業
(6)-F 地区	事業名称：一般国道106号改築工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成30年度 種類：道路事業
(6)-G 地区	事業の名称：宮古都市計画道路事業（3・7・24号津軽石音部線） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度 種類：都市計画道路事業
(8)漁港漁場整備事業	
(9)保安施設事業	
(10)液状化対策事業	
(11)造成宅地滑動崩落対策事業	
(12)地籍調査事業	
(13)その他施設の整備に関する事業	(13)-A 地区 事業名称：漁業集落防災機能強化事業（追切・浦の沢地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	(13)-B 地区 事業名称：漁業集落防災機能強化事業（摺待地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（第1工区・第2工区） 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	(13)-C 地区 事業名称：漁業集落防災機能強化事業（重茂里地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度

(13)-D 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（石浜地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
(13)-E 地区	事業名称：公共土木施設災害復旧事業（海岸保全施設） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
(13)-F 地区	事業名称：土地区画整理事業（鍬ヶ崎・光岸地地区）に伴う附帯事業（鍬ヶ崎地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
(13)-G 地区	事業名称：金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成28年度
(13)-H 地区	事業名称：摂待地区河川等災害復旧事業 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成30年度
(13)-I 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（野原地区） 事業主体：宮古市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
(13)-J 地区	事業名称：赤前地先海岸改修工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
(13)-K 地区	<u>事業名称：宮古港海岸藤の川地区防潮堤工事</u> <u>事業主体：岩手県</u> <u>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成25年度～平成28年度</u>
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）	
平成23年度～平成30年度	

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	(4)-B 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	0(0.28)	21(21.43)	
			地域森林計画区域	変更	0.28	21.43	
			土地利用基本計画の農業地域	変更	—	4.0	
			農業振興地域	変更	—	4.0	
2	市街地開発事業	(1)-A 地区	土地利用基本計画の都市地域	変更	1,255	—	
3	その他施設の整備に関する事業	(13)-C 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	2(1.67)	
			地域森林計画区域	変更	—	1.67	
			保安林	解除	—	0.1439	
4	その他施設の整備に関する事業	(13)-D 地区	保安林	解除	—	0.0741	
5	集団移転促進事業	(4)-C 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	3(2.85)	
			地域森林計画区域	変更	—	2.85	
6	その他施設の整備に関する事業	(13)-E 地区	保安林	解除	—	0.1607	
7	市街地開発事業 その他施設の整備に関する事業	(1)-B 地区 (13)-F 地区	保安林	解除	—	0.0423	
8	土地改良事業	(2)-A 地区	農用地利用計画	変更	6.6	—	
9	都市施設の整備に関する事業	(6)-E 地区	保安林	解除	—	0.1287	
10	その他施設の整備に関する事業	(13)-H 地区	保安林	解除	—	0.0082	
11	都市施設の整備に関する事業	(6)-G 地区	都市計画	変更	約23.7ha	—	都市計画の名称 宮古都市計画道路（3・7 ・24号津軽石音部線の追加 ）
			[岩手県決定]				
12	その他施設の整備に関する事業	(13)-K 地区	保安林	解除	—	0.0874	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可等	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	(4)-A地区					○						
2	その他施設の整備に関する事業	(13)-A地区					○						
3	その他施設の整備に関する事業	(13)-B地区					○ 第1工区						
4	その他施設の整備に関する事業	(13)-B地区					○ 第2工区						

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図 ((1)-A 田老地区, (4)-B 田老地区,
(6)-A 田老処理区, (6)-C 田老地区, (13)-I 野原地区)



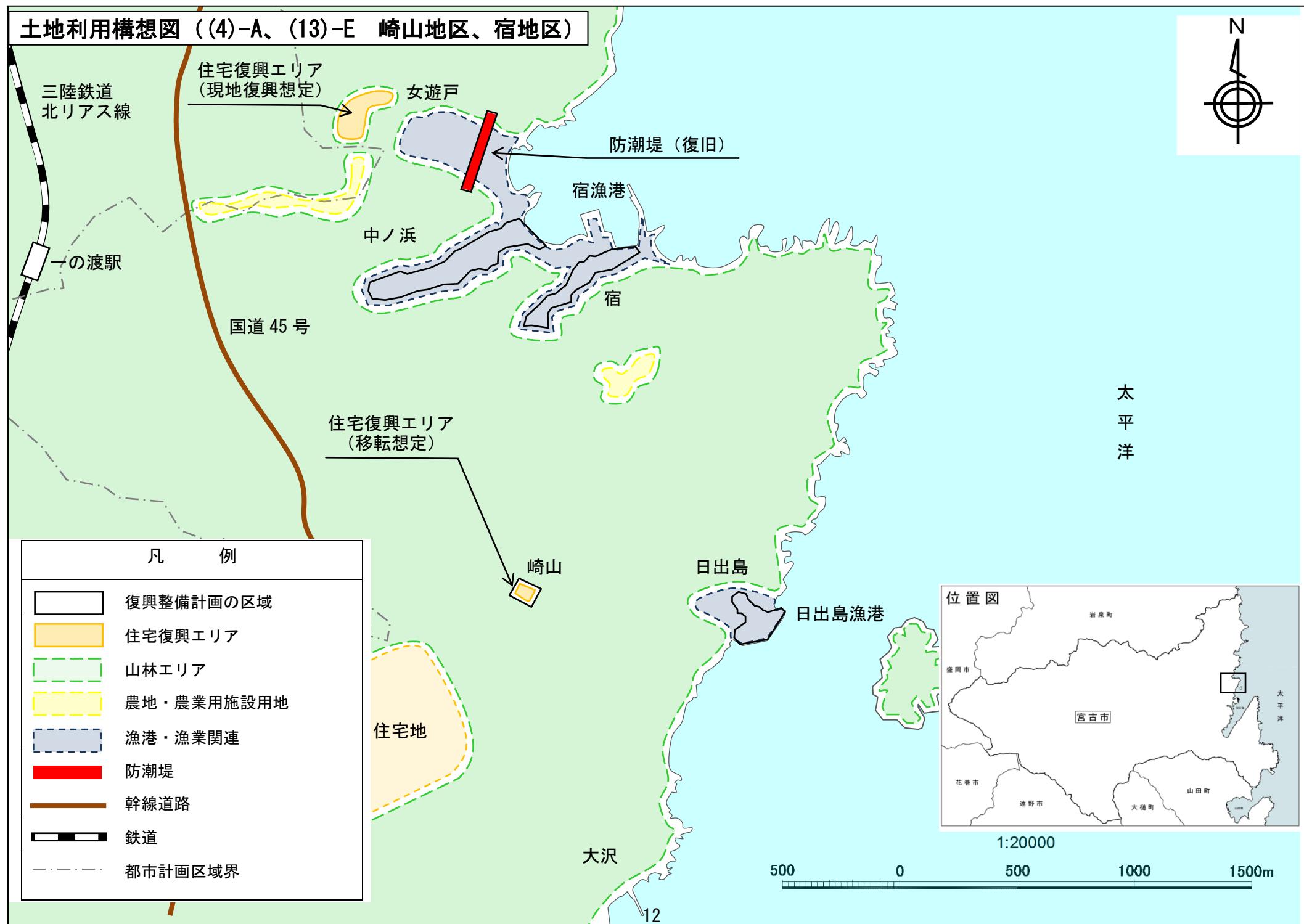
凡 例	
	復興整備計画の区域
	農地等復興エリア
	市街地復興エリア
	産業復興エリア
	漁港・漁業関連
	産業エリア
	農地・農業用施設用地
	山林エリア
	防潮堤
	高規格幹線道路（事業中）
	幹線道路
	鉄道
	都市計画区域界



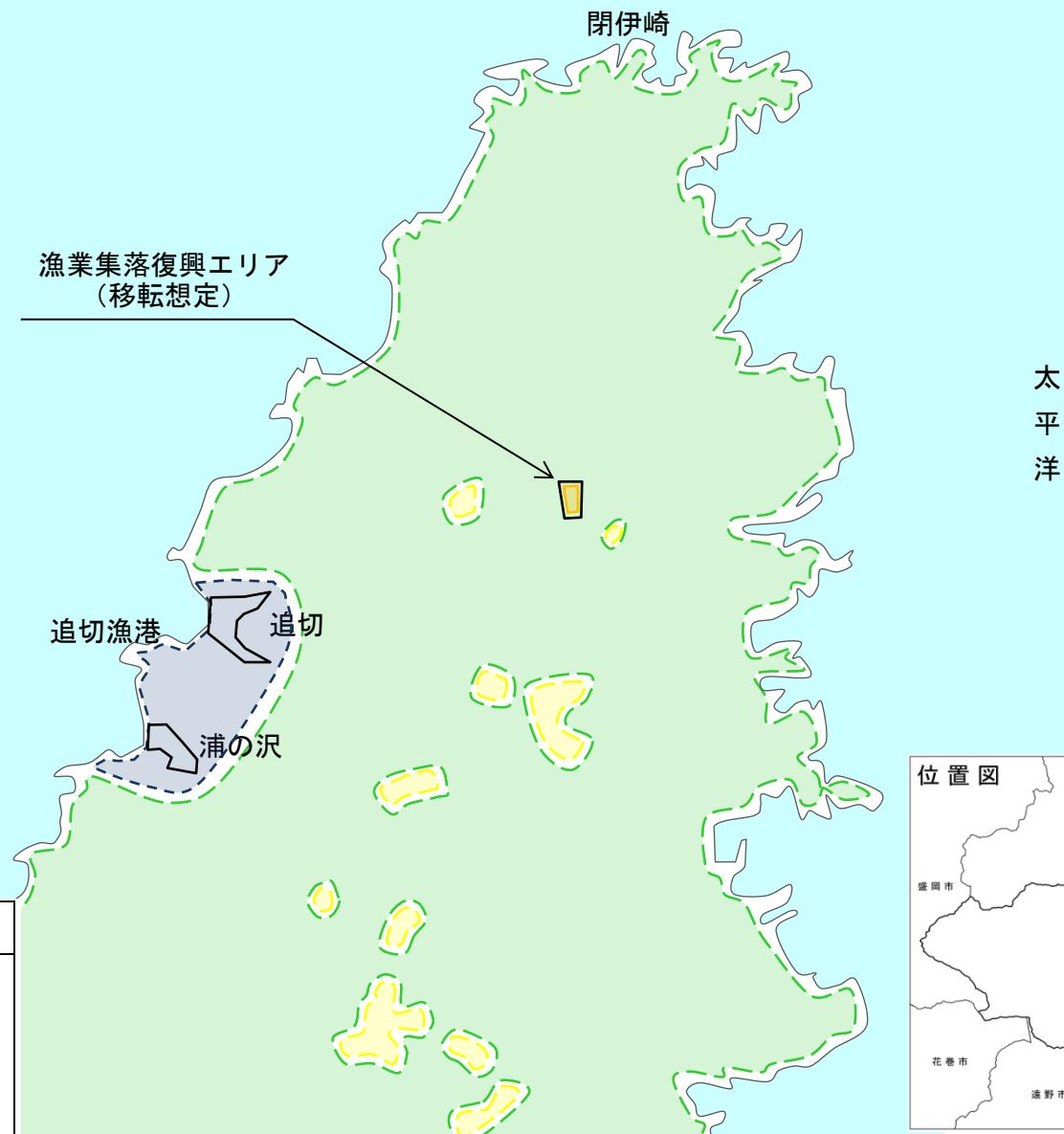
土地利用構想図 ((1)-B 鍬ヶ崎・光岸地地区, (6)-B 宮古処理区, (6)-D 宮古地区, (13)-F 鍬ヶ崎地区)



土地利用構想図 ((4)-A、(13)-E 崎山地区、宿地区)



土地利用構想図 ((13)-A 追切・浦の沢地区)



土地利用構想図 ((6)-E, (13)-B, (13)-H 摂待地区)



漁業集落復興エリア
(移転想定)

国道45号

摂待

市道(復旧)

防潮堤・水門(復旧)

下摂待

住宅地

摂待川

小堀内漁港(摂待地区)

太平洋

上摂待

摂待駅

防潮林(復旧)

水沢

凡 例

[White box]	復興整備計画の区域
[Yellow box]	漁業集落復興エリア
[Green dashed box]	山林エリア
[Yellow dashed box]	農地・農業用施設用地
[Blue dashed box]	漁港・漁業関連
[Red line]	防潮堤
[Brown line]	幹線道路等
[Black and white line]	鉄道

位置図



1:20000
500 0 500 1000 1500m

土地利用構想図 ((13)-C 重茂里地区)



1:20000
500 0 500 1000 1500m

土地利用構想図 ((13)-D 石浜地区)



県道重茂半島線

漁業集落復興エリア
(移転想定)

千鶴川

住宅地

千鶴

千鶴漁港

漁業集落復興エリア
(移転想定)

石浜川

住宅地

石浜漁港

太平 洋

凡 例	
	復興整備計画の区域
	漁業集落復興エリア
	山林エリア
	農地・農業用施設用地
	漁港・漁業関連
	幹線道路

位 置 図



1:20000

500 0 500 1000 1500m

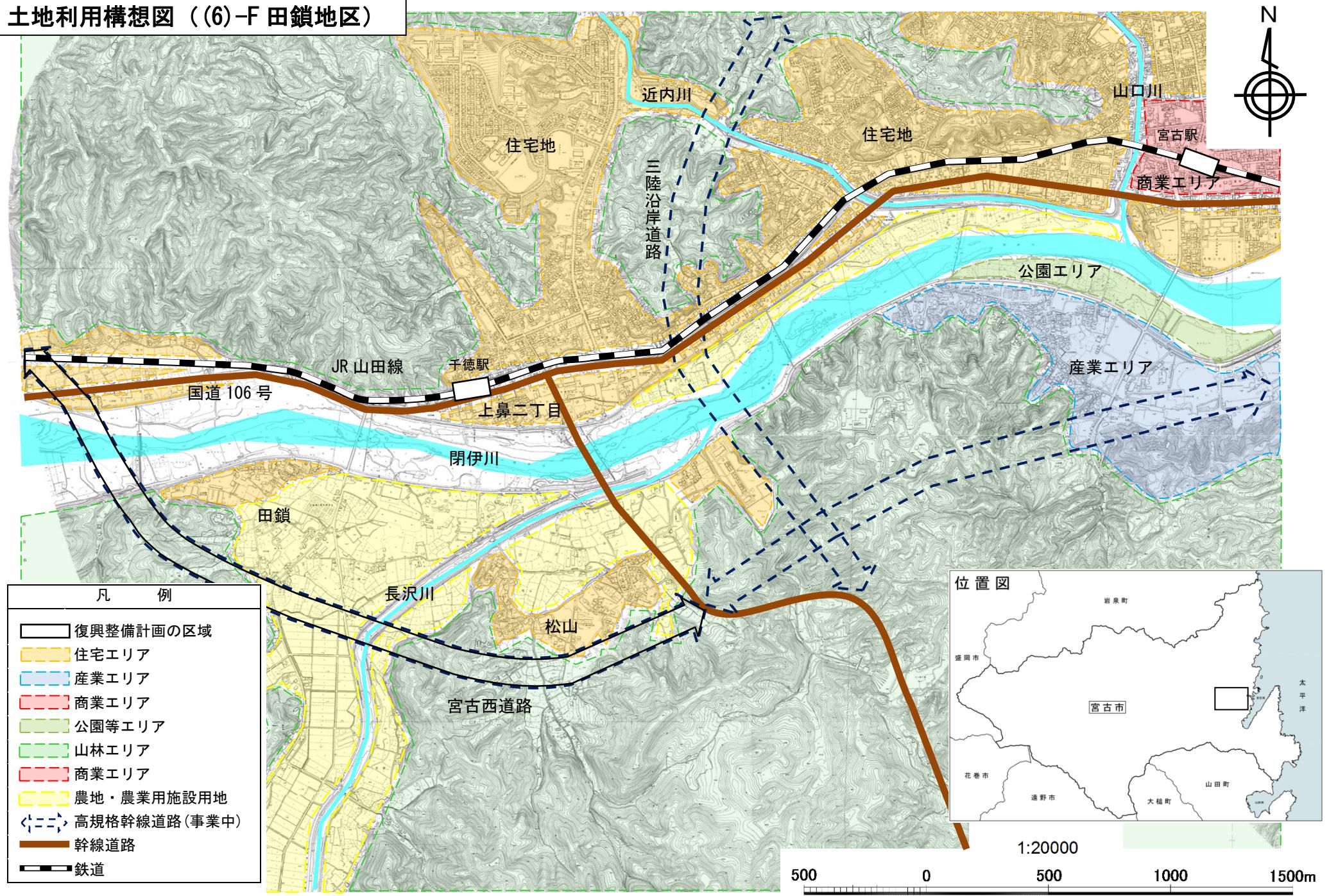
土地利用構想図 ((4)-C 高浜・金浜地区, (13)-G 津軽石・赤前地区), (13)-K 藤の川地区)



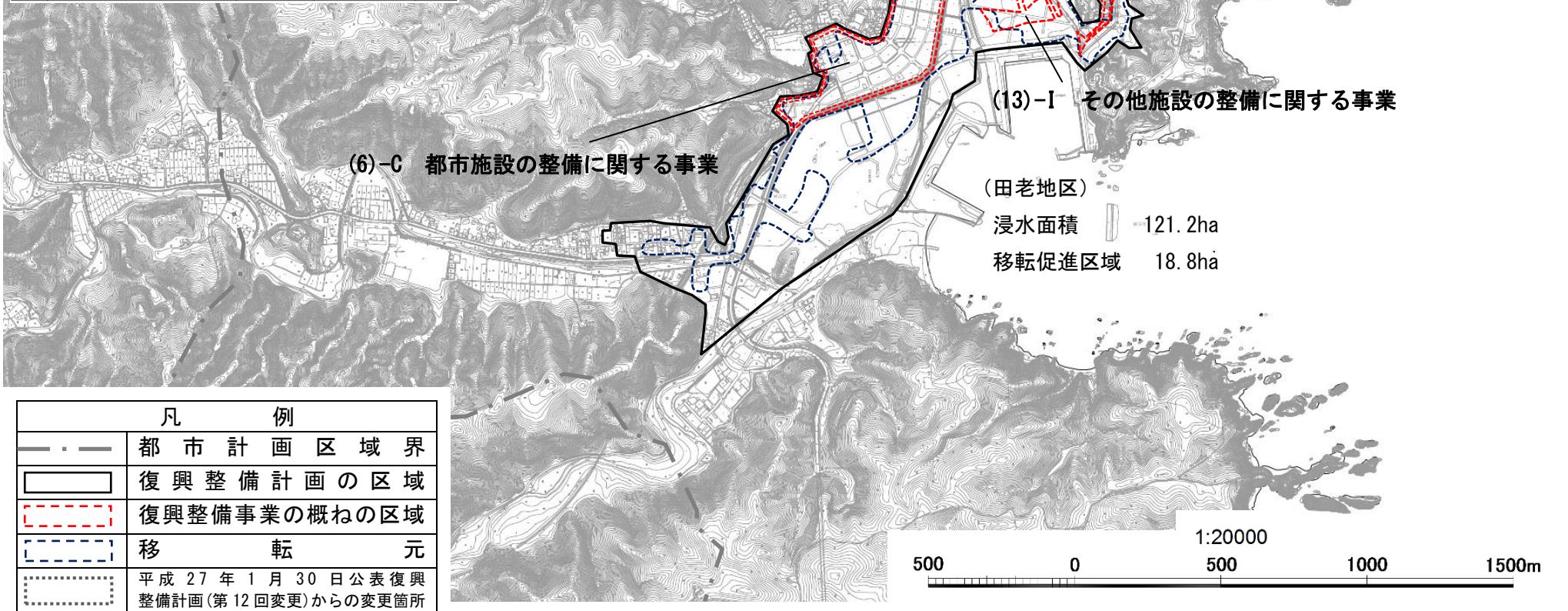
土地利用構想図 ((2)-A 津軽石・赤前地区, (13)-G 津軽石・赤前地区, (13)-J 赤前地区, (6)-G 津軽石～重茂地区)



土地利用構想図 ((6)-F 田鎖地区)



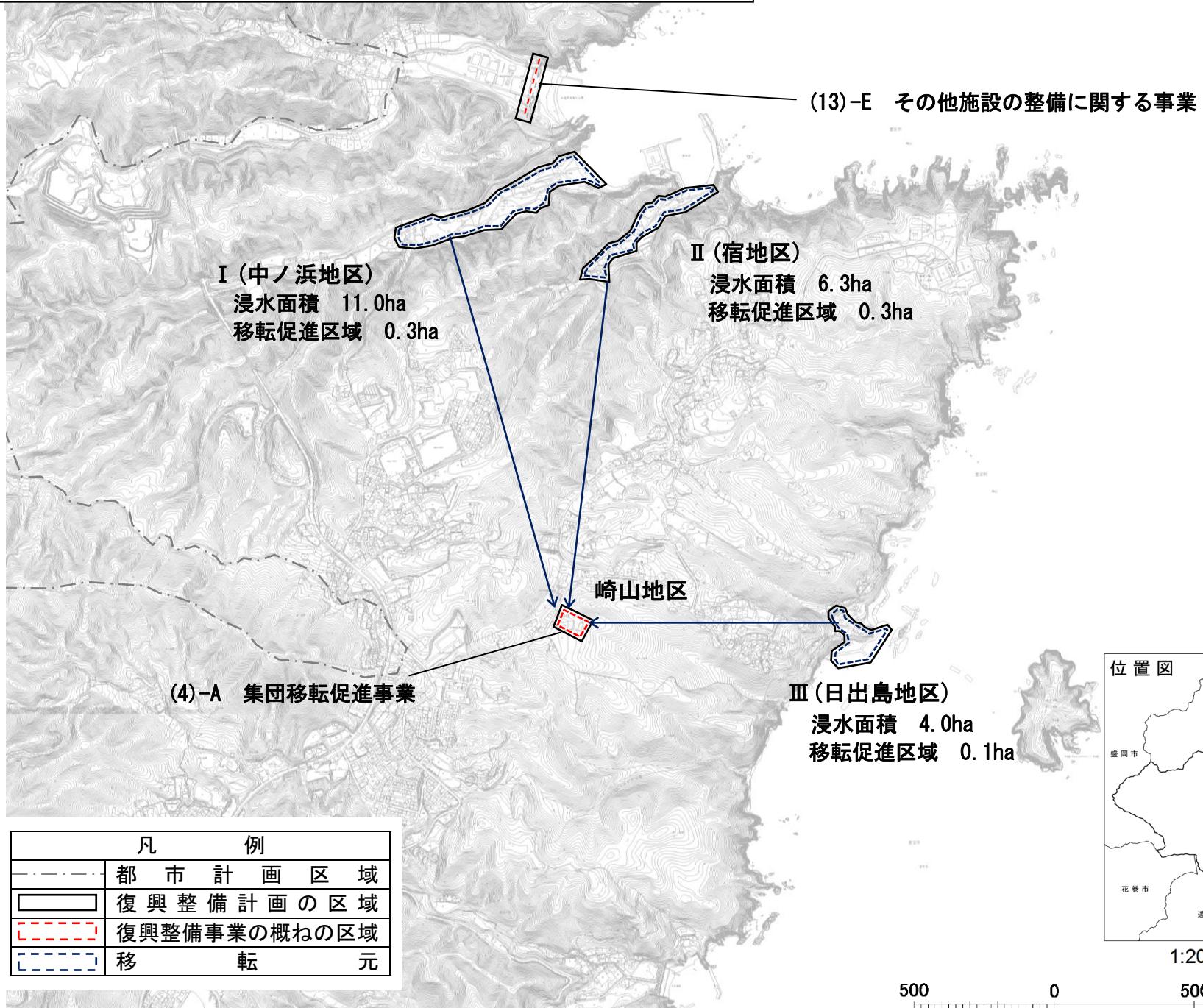
復興整備事業総括図 ((1)-A 田老地区, (4)-B 田老地区,
 (6)-A 田老処理区, (6)-C 田老地区, (13)-I 野原地区)



復興整備事業総括図 ((1)-B 鍬ヶ崎・光岸地地区, (6)-B 宮古処理区, (6)-D 宮古地区, (13)-F 鍬ヶ崎地区)



復興整備事業総括図 ((4)-A, (13)-E 崎山地区, 宿地区)



復興整備事業総括図 ((13)-A 追切・浦の沢地区)



(13)-A その他施設の整備に関する事業

I (追切地区)

浸水面積 2.6ha
移転対象区域 0.1ha

追切・浦の沢地区

II (浦の沢地区)

浸水面積 2.9ha
移転対象区域 0.1ha

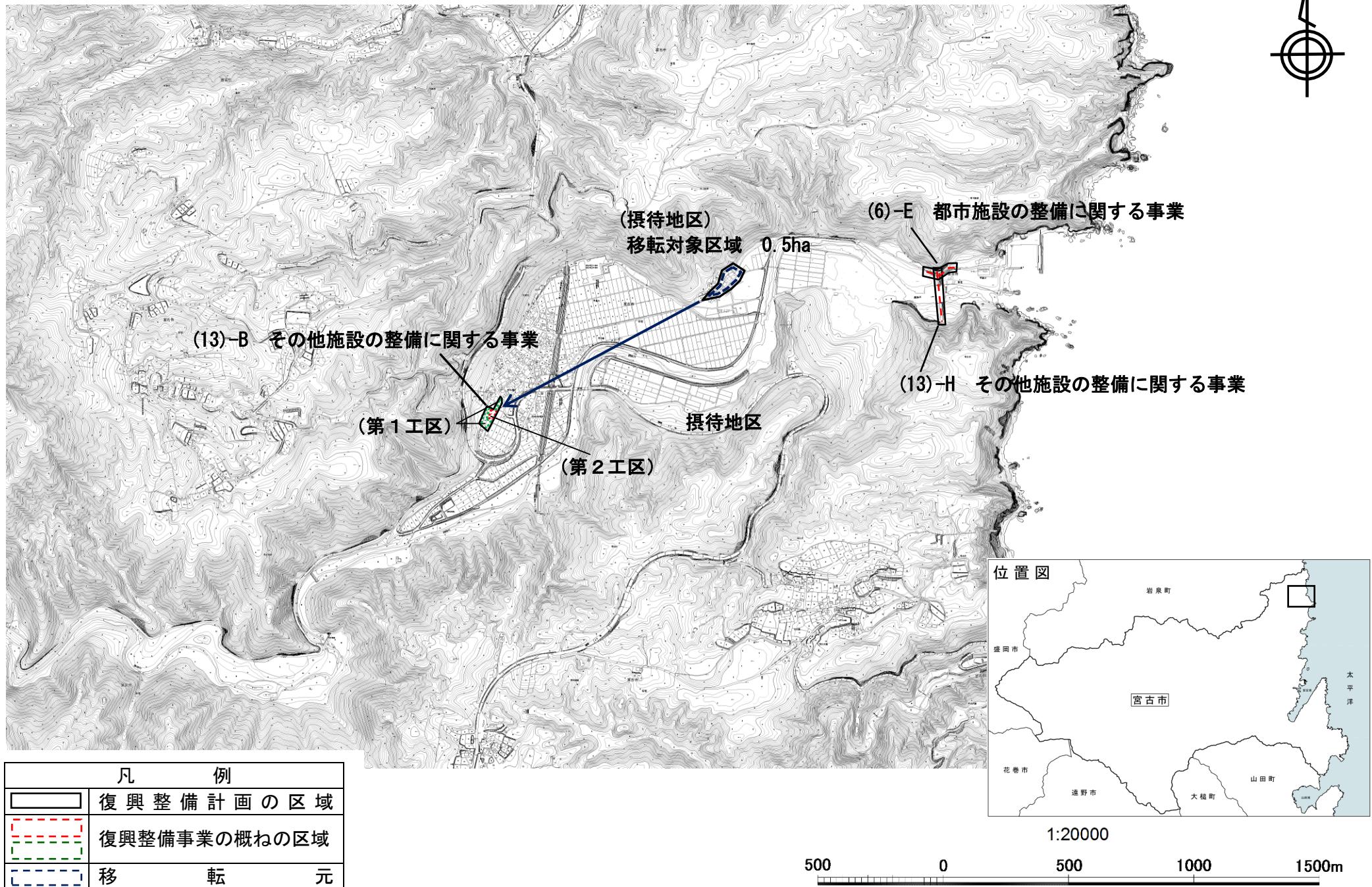
凡 例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域
	移 転 元

500 0 500 1000 1500m



1:20000

復興整備事業総括図 ((6)-E, (13)-B, (13)-H 摂待地区)



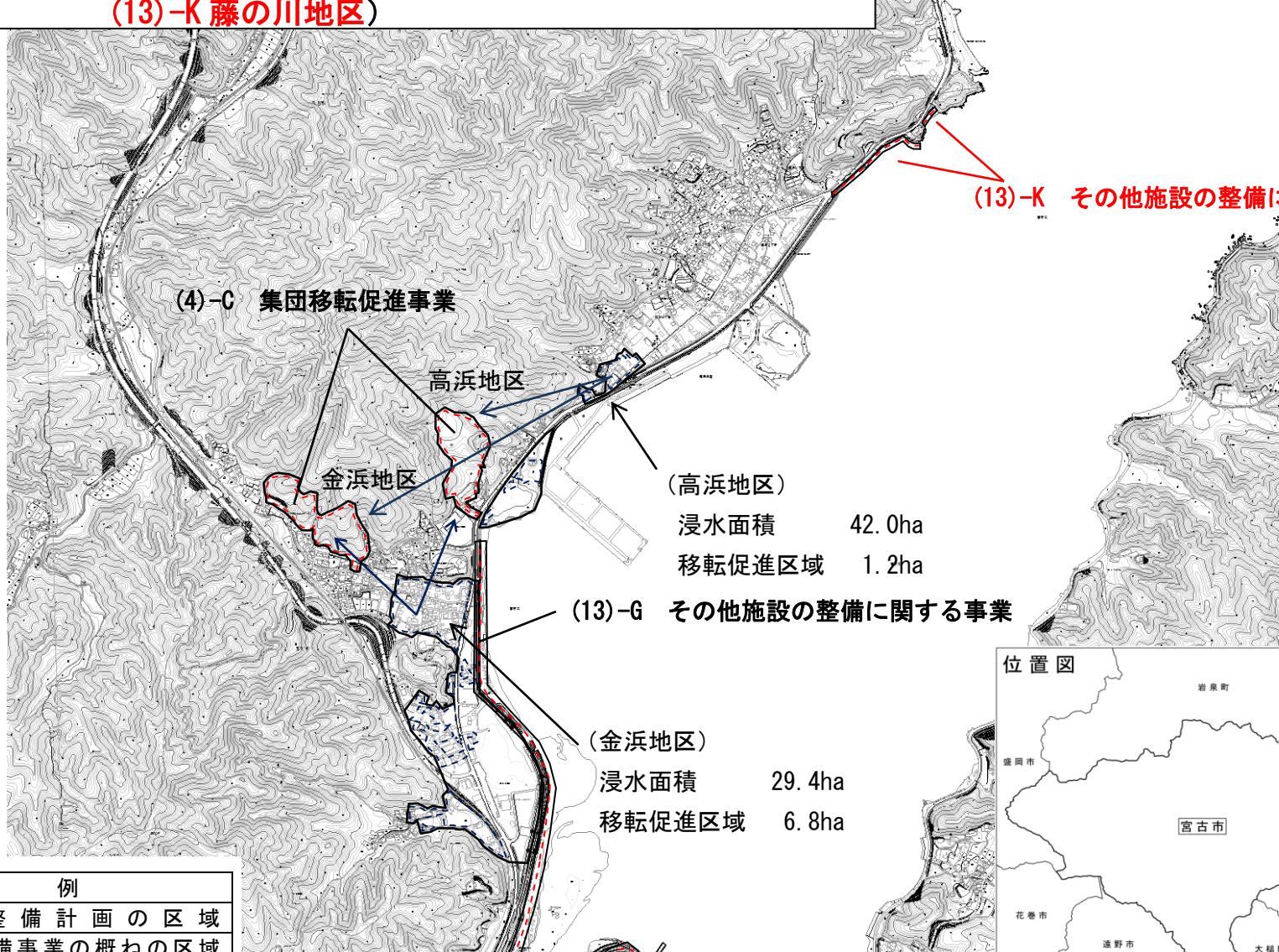
復興整備事業総括図 ((13)-C 重茂里地区)



復興整備事業総括図 ((13)-D 石浜地区)



復興整備事業総括図 ((4)-C 高浜・金浜地区, (13)-G 津軽石・赤前地区
 (13)-K 藤の川地区)



凡 例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域
	移 転 元

1:20000
 500 0 500 1000 1500m

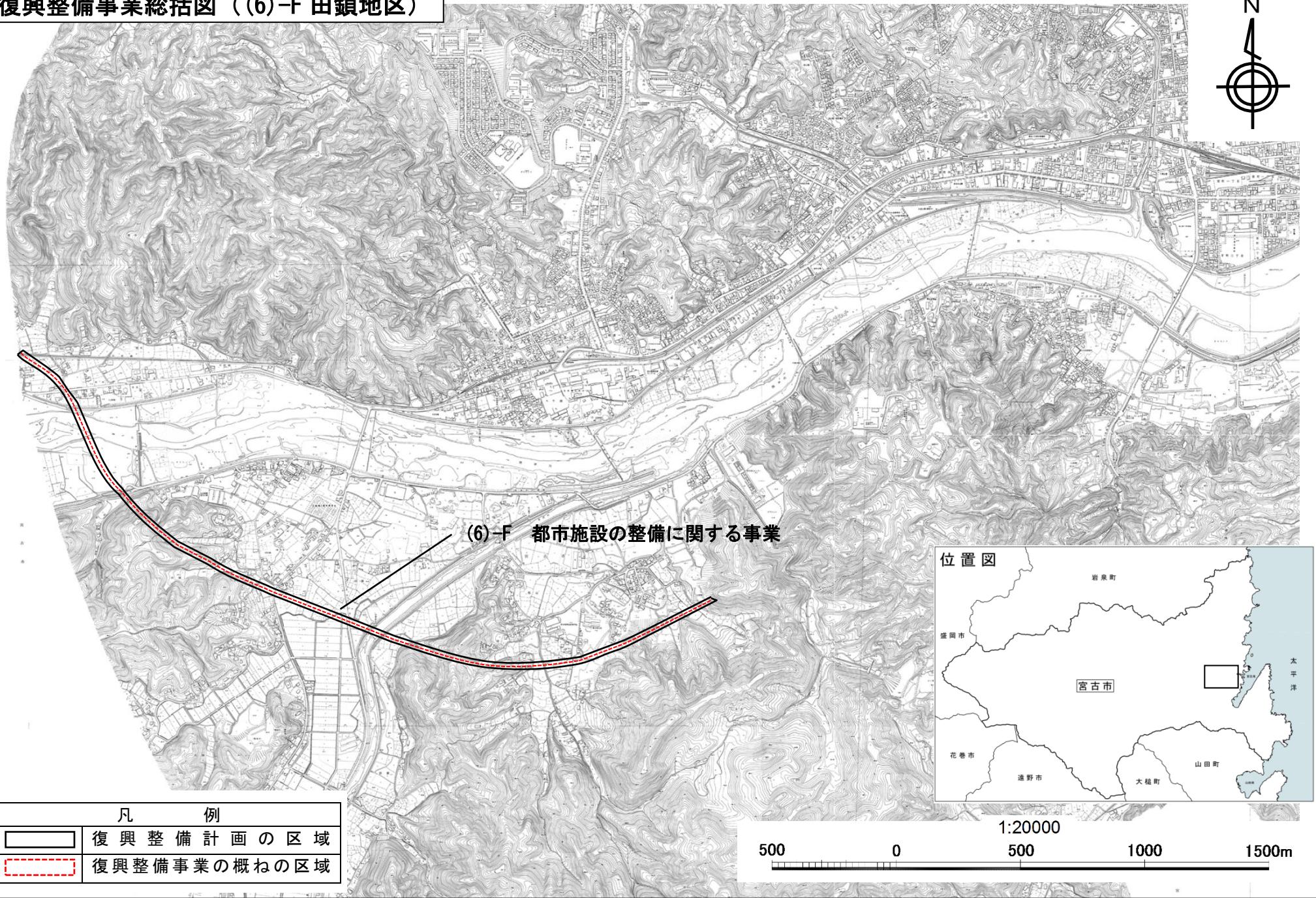
復興整備事業総括図 ((2)-A 津軽石・赤前地区, (13)-G 津軽石・赤前地区, (13)-J 赤前地区)



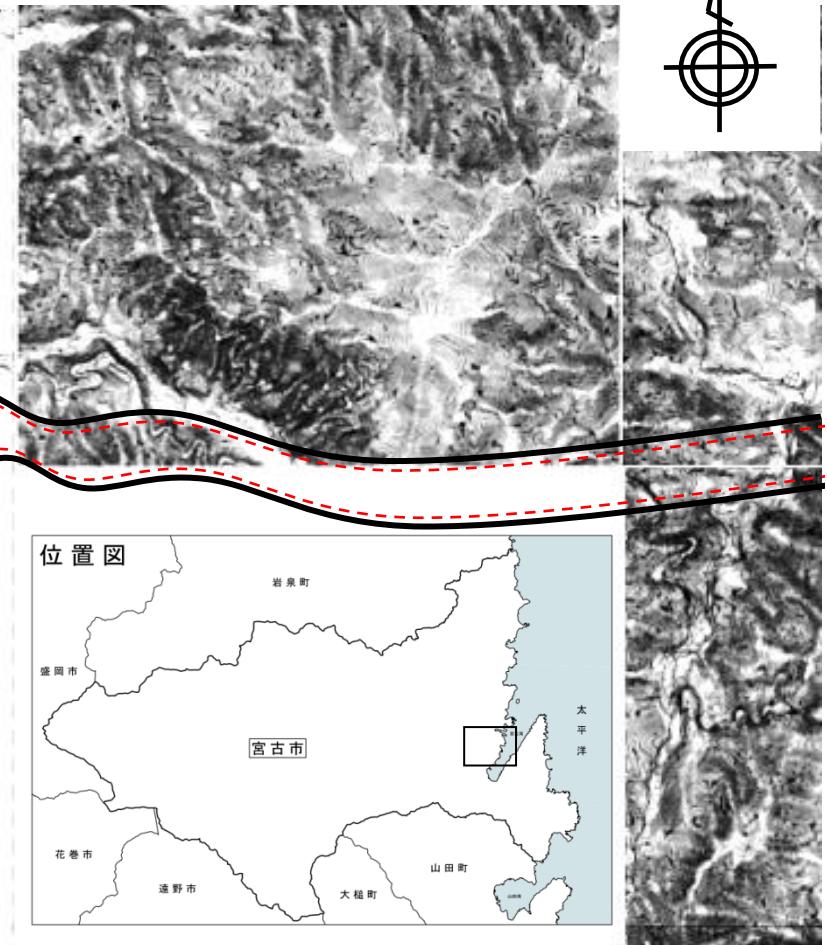
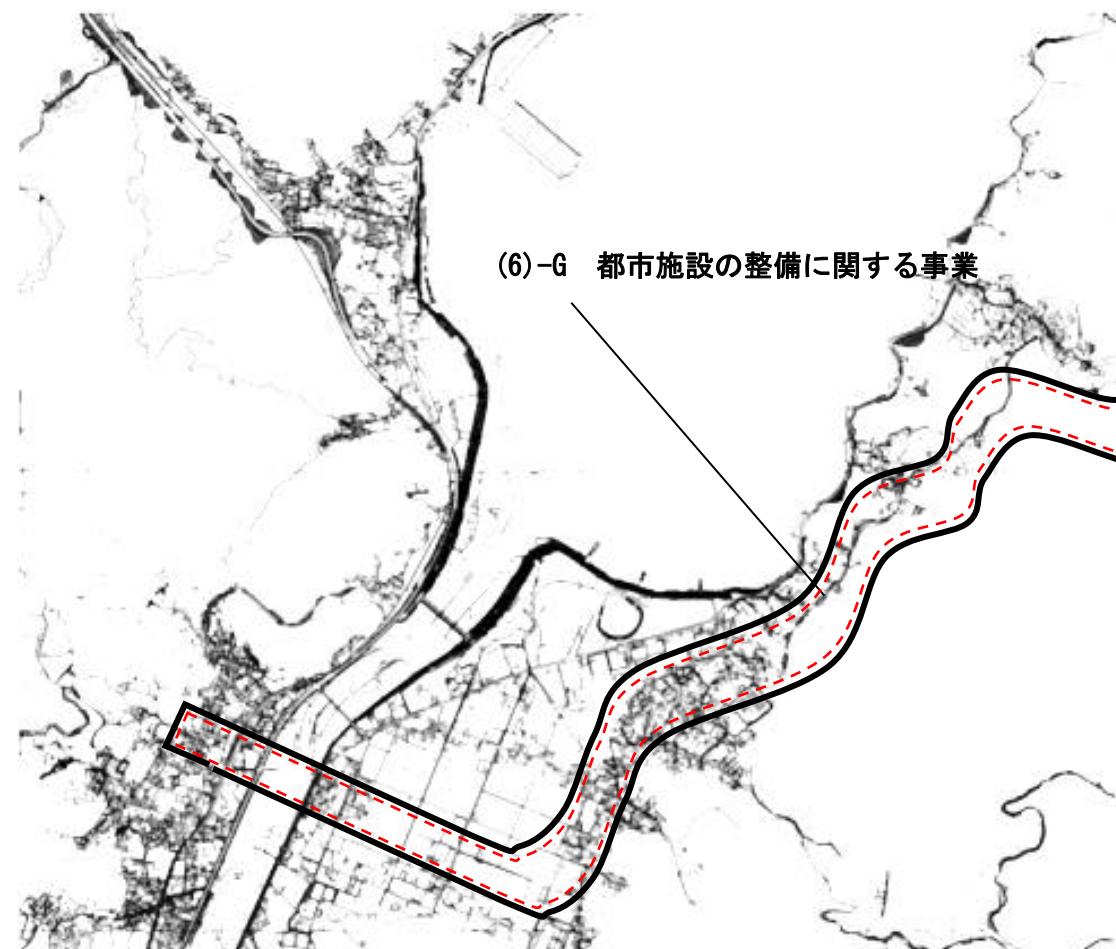
凡 例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域

1:20000
500 0 500 1000 1500m

復興整備事業総括図 ((6)-F 田鎖地区)



復興整備事業総括図 ((6)-G 津軽石～重茂地区)

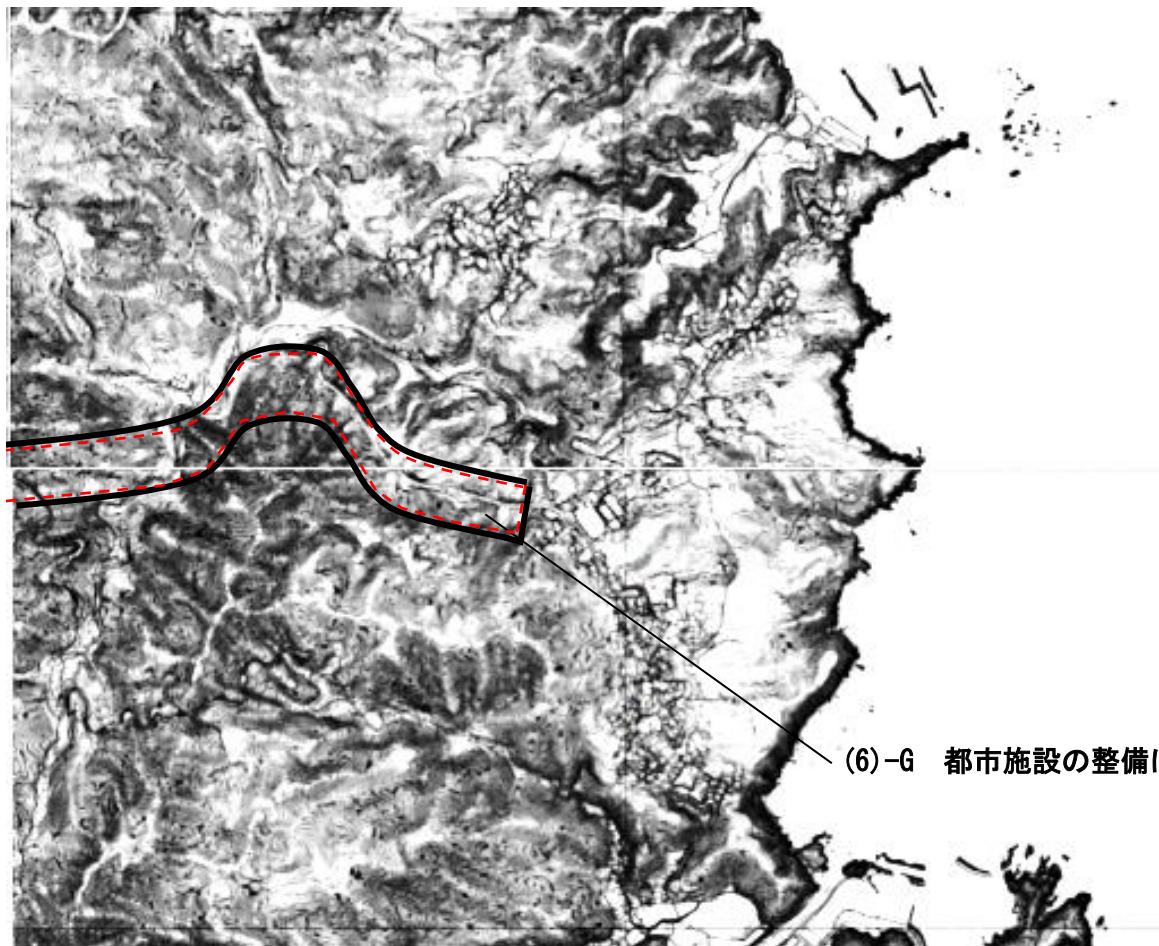


凡 例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域

1:25000

500 0 500 1000 1500m

復興整備事業総括図 ((6)-G 津軽石～重茂地区)



(6)-G 都市施設の整備に関する事業

1:25000

凡 例	
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域

500 0 500 1000 1500m

様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第26条の2に規定する保安林の指定の解除に関する事項

(注) 森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

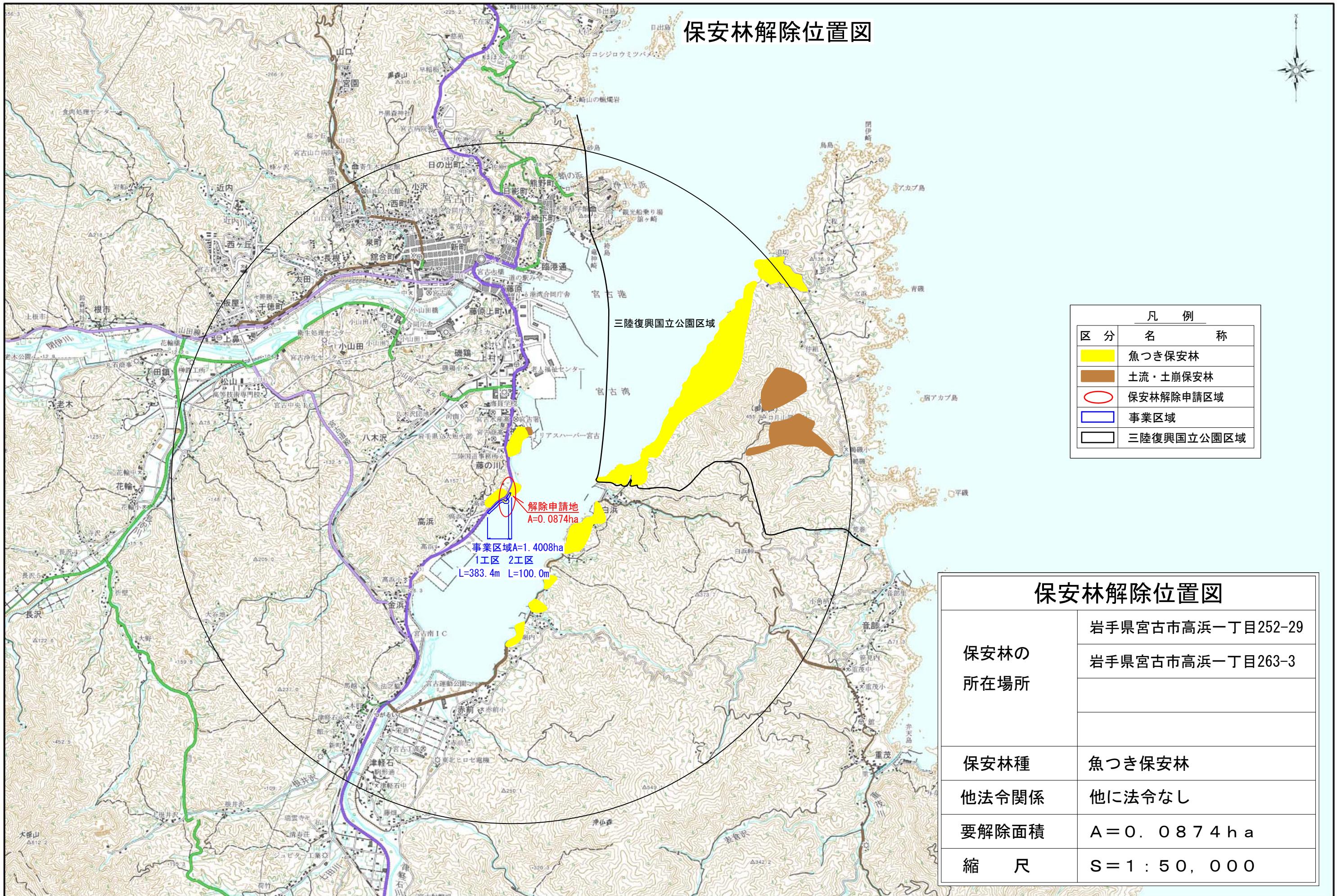
森林の所在場所					全面積	要解除 実測面積		備考
市郡	町	大字 (冠せず)	字 (冠せず)	地番	実測			
宮古市		高浜一 丁目		252番29	ha 0 0183	ha 0 0183		魚つき 保安林
宮古市		高浜一 丁目		263番3	ha 0 4871	ha 0 0691		魚つき 保安林
合計					ha 0 5054	ha 0 0874		

添付書類

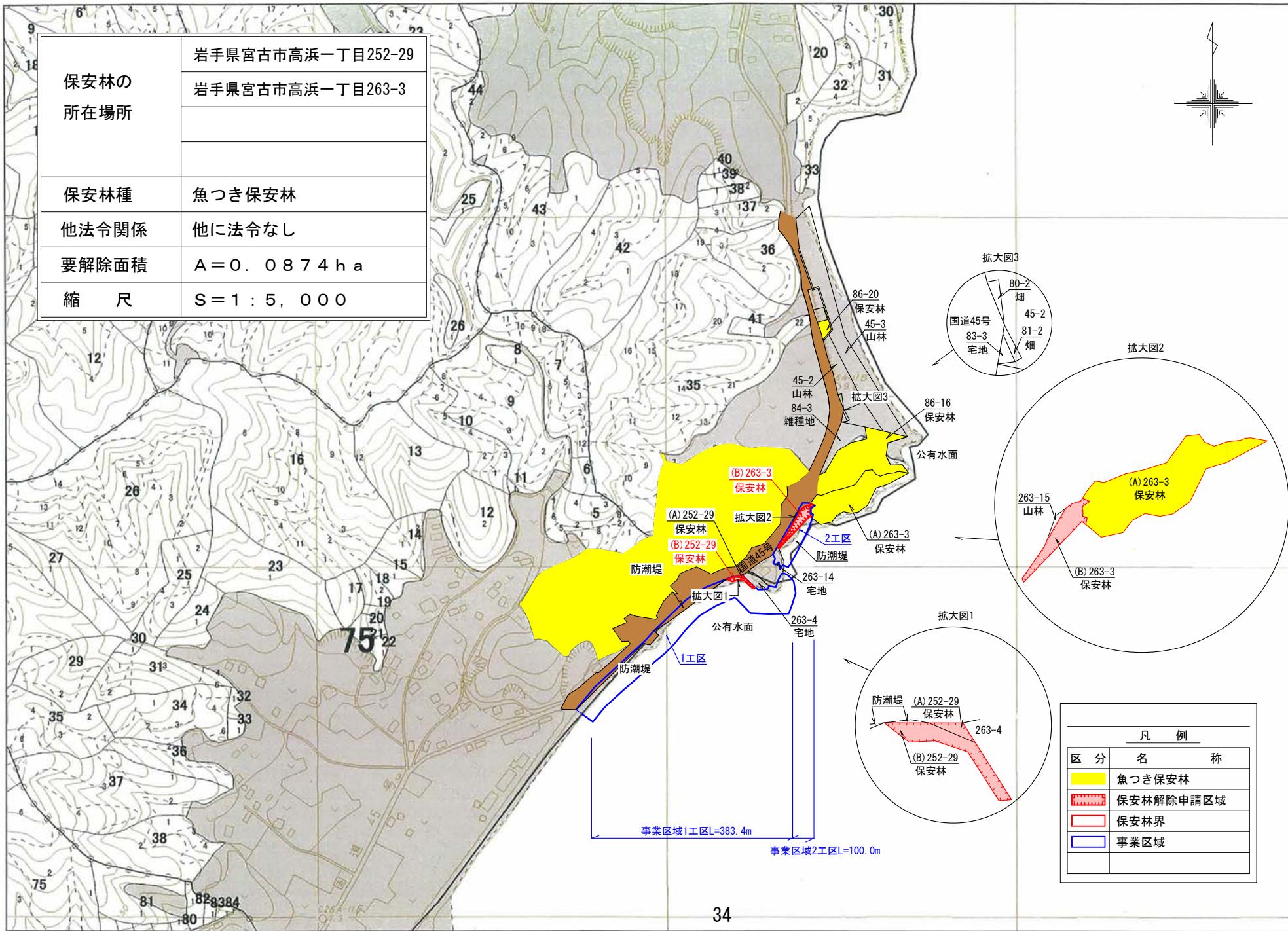
- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図
- 4 その他必要な書類
 - (1) 事業計画書（転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書）
 - (2) 代替施設計画書
(転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書)
 - (3) 現況写真
 - (4) 保安林解除図（地積測量図）
 - (5) 事業施設配置図（兼）代替施設配置図
 - (6) その他参考となるべき事項

注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。



保安林解除調査地図

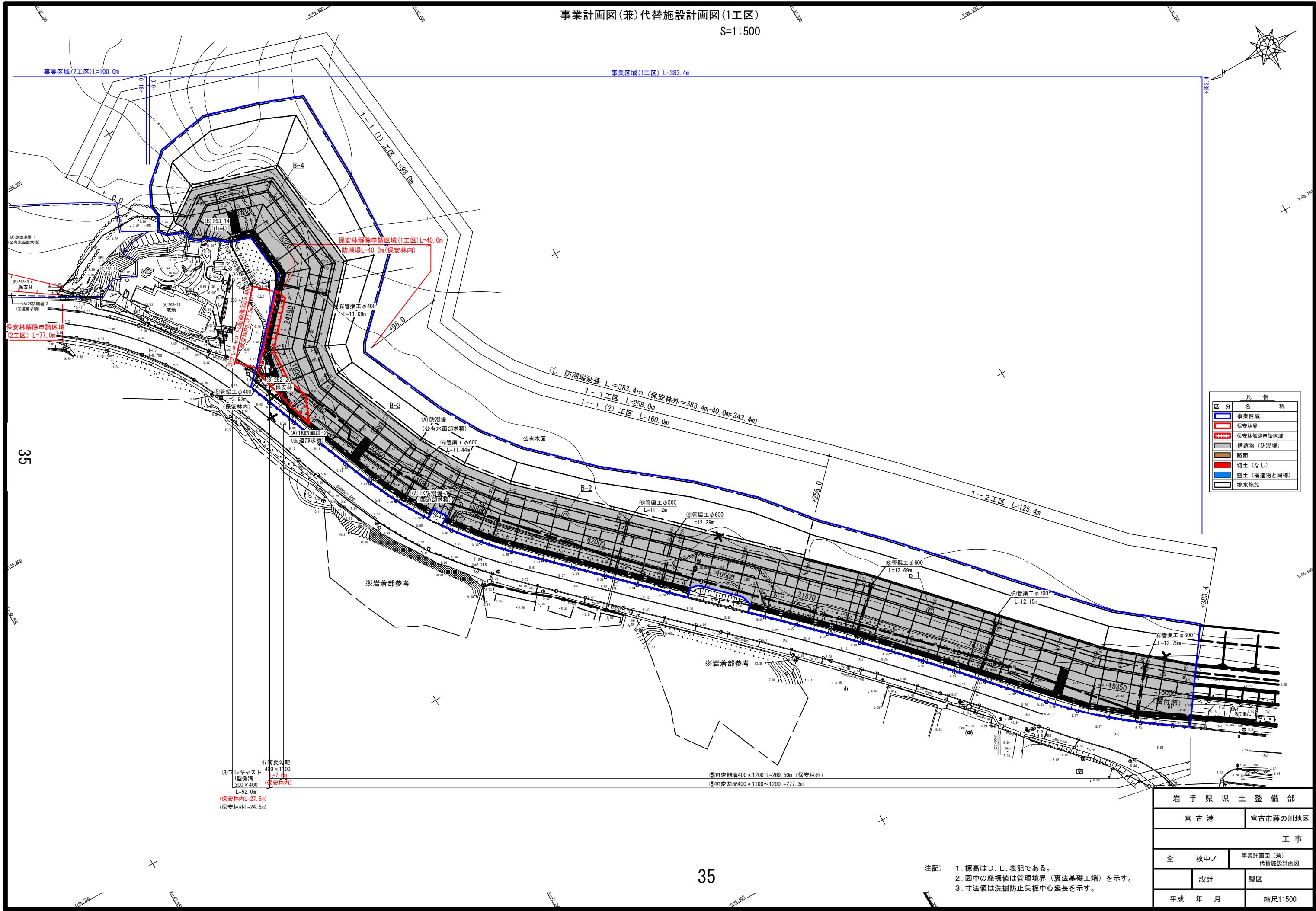


・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
・この図面は、許可なく複製、譲渡、販売することを禁じます。



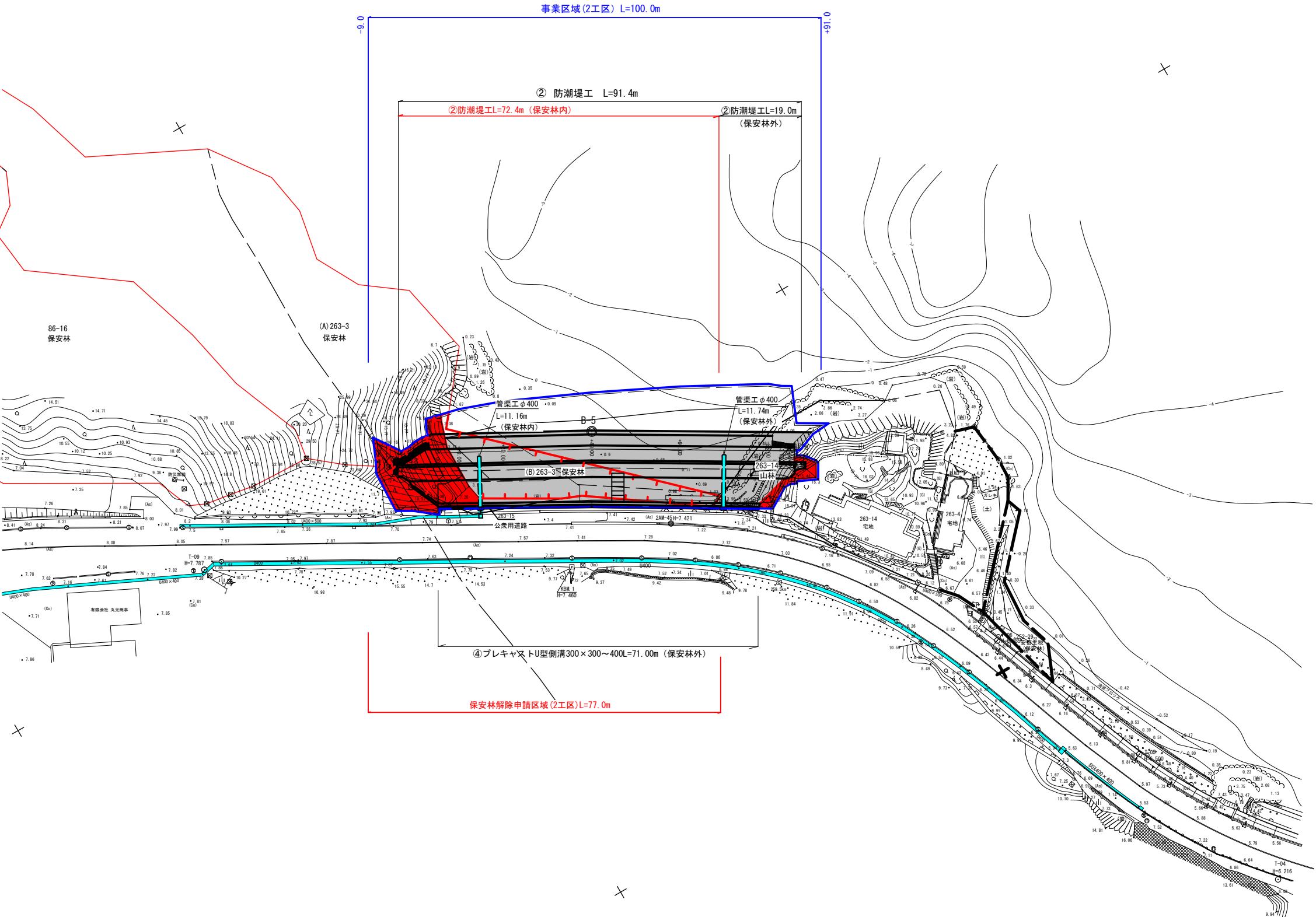
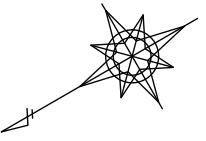
事業計画図(兼)代替施設計画図(1工区)

S=1:500



事業計画図(兼)代替施設計画図(2工区)

S=1:500



凡例	
区分	名 称
■	事業区域
■	保安林界
■	保安林解除申請区域
■	構造物(防潮堤)
■	路面
■	切土
■	盛土(構造物と同様)
■	排水施設

岩手県国土整備部	
宮古港	宮古市藤の川地区
工事	
全 枚中ノ	事業計画図(兼) 代替施設計画図
設計	製図
平成 年 月	縮尺1:500